

## 西宮市権利擁護支援システム推進委員会運営要綱

### (設置)

第1条 この要綱は、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号。以下「条例」という。）に規定する西宮市権利擁護支援システム推進委員会（以下「委員会」という。）の運営について、必要な事項を定める。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、条例の別表の担当事務の欄にある「高齢者、障害者等の虐待その他の権利侵害の防止策、高齢者、障害者等の権利を守るための支援策並びに西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センターの機能等を含めた地域における権利擁護支援システムの推進及び検討についての調査及び審議」として、次の事務を所掌する。

- (1) 本市の権利擁護支援の推進に関する提言及び提案に関すること。
- (2) 本市の権利擁護支援システムの改善に関すること。
- (3) 西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センターの役割、機能に関すること。
- (4) 権利擁護の推進に関する調査及び研究に関すること。
- (5) その他、権利擁護の推進を図るためのネットワークの構築に係る支援に関すること等。

### (運営)

第3条 委員長は、第2条各号に規定する所掌事務に関して、必要があると認めるときは、委員会の委員を部会の構成員として指名し、当該指名された委員はその実務に従事する。

### (会議の公開)

第4条 委員会は、公開とする。ただし、議決により非公開とすることができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴者の人数を制限し、又は傍聴者の退場を命ずることができる。

### (公開の手続き)

第5条 前条第1項に定める非公開とする場合は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合とし、公開、非公開の決定は、委員長が会議に諮って議決する。

- (1) 西宮市情報公開条例（昭和61年西宮市条例第22号）第6条各号に該当すると認められる事項を審議・審査するとき。
  - (2) 公開することにより会議の円滑かつ公正な運営に著しい支障が生じると認められるとき。
- 2 前条第2項に基づき委員長が傍聴者の人数を制限する場合は、傍聴希望者が多数あるときとし、事務局において、あらかじめ、抽選により傍聴者の人数を調整する。
- 3 前条第2項の規定に基づき委員長が傍聴者に退場を命じる場合は、傍聴者が次の(1)から(4)に掲げる事項のいずれかに該当するときとする。
- (1) 会議の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をするとき。

- (2) 許可なく、写真又はビデオ等による撮影、録音をするとき。
- (3) 会議の過程で会議が非公開とされた場合で、事務局の指示に従ってすみやかに退場しないとき。
- (4) (1) から (3) に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を図るため、委員長が指示する事項に従わないとき。

4 傍聴を希望するものは、別に定める傍聴申請書により委員長に申請する。

(会議録の調製)

第6条 委員長は、会議録を調製し、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) 会議の傍聴及び会議録の公開に関する事項
- (5) その他会議において必要と認めた事項

(事務局)

第7条 委員会の事務局は別表に掲げる者とし、委員会の庶務は、健康福祉局福祉総括室地域共生推進課、福祉のまちづくり課、法人指導課、福祉部高齢福祉課、障害福祉課、生活支援部生活支援課、保健所地域保健課及び健康増進課が所管し、処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は市長又は委員会が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

#### 別表

西宮市権利擁護支援システム推進委員会事務局職員

役 職 名
健康福祉局長
健康福祉局福祉総括室長
健康福祉局福祉部長
健康福祉局生活支援部長
健康福祉局保健所長
健康福祉局保健所副所長（保健師）